

熊谷市個別施設計画

⑬公共交通施設等編



令和5年3月

はじめに

現在、全国的に人口減少や少子高齢化が進行し、これら社会情勢の変化は、産業・経済、社会保障、地域コミュニティ等の市民生活に係る様々な分野で、将来の行政運営に大きな影響を及ぼすことが予想されます。そのため、本市では「熊谷市総合戦略」に基づき、「就業機会を増やす」、「転入、定住促進」及び「結婚、出産、子育て支援」を基本目標とした人口減少対策に取り組んでいるところです。併せて、まちを元気にするための基本政策の一つに、持続可能な行政を創ることを掲げて、公共施設マネジメントをはじめとした行財政改革を進めております。

本市ではこれまでに、公共施設マネジメントに関しましては、平成27年3月に「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」を策定し、長期的な視点から計画的に施設・インフラの更新、統廃合等を進めることとし、更に、この基本方針の下位計画として、平成29年4月に「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画」を策定し、基本方針における方針・基準等を具体化した、より詳細な実施基準や今後の検討の枠組みを定めました。その後、市民アンケートやワークショップ、説明会等で市民皆様の御意見を伺いながら、令和2年3月に、具体的な施設の統廃合や再配置などについて、施設分野別の「熊谷市個別施設計画」を策定しました。また、令和3年3月には、人口推計の変更等を含めて基本方針と基本計画を一体で見直し、「熊谷市公共施設等総合管理計画」として改定しました。

公共施設マネジメントの基本的な考え方は、地域公共交通の充実を図りつつ、施設の総量は減らしても、行政サービスの水準（質）は維持し、向上させるというものです。引き続き、市民の皆様と市とが情報・問題意識を共有しながら、私の政策理念である「新熊谷プライドの創造」のもと、私たちの熊谷市を更に魅力あるまちとすることを目指してまいります。

令和5年3月 熊谷市長 小林 哲也

熊谷市個別施設計画（ハコモノ関係）一覧（※色の付いた所がこの編です。）

編の名称	小分類・細分類
①庁舎等編	(1) 庁舎 (2) 男女共同参画推進センター【ハートピア】 (3) 独立の倉庫（ア 文書庫、イ その他の倉庫）
②行政施設等編	(1) 出張所・連絡所 (2) パスポートセンター (3) 環境美化センター (4) 土地区画整理事業関係施設 (5) 維持課分室 (6) その他の施設・建物（ア ゲートボール場休憩室、イ 作業所等、ウ 妻沼老人デイサービスセンター、エ 屋台・山車収納庫等）
③市民文化施設編	(1) コミュニティ施設及び市民活動支援センター (2) 公民館（ア 市民ホール（中央公民館）、イ 地域公民館） (3) スポーツ・文化村【くまびあ】 (4) 老人憩の家 (5) 地域コミュニティセンター (6) 障害福祉会館 (7) 商工会館 (8) その他の市民文化施設
④社会教育施設編	(1) ホール (2) 図書館 (3) 博物館的施設 (4) 歴史公園
⑤人権施設編	(1) 隣保館（春日文化センター） (2) 集会所
⑥保健福祉施設編	(1) 保健施設 (2) 急患診療所 (3) 心身障害児通園施設（あかしあ育成園）
⑦水浴施設編	(1) 健康保持増進施設（健康スポーツセンター） (2) 老人福祉センター (3) 市民プール
⑧産業施設編	(1) めぬま有機センター (2) 大里穀類乾燥調製施設 (3) その他の加工施設等 (4) 道の駅 (5) 勤労者福祉施設
⑨消防施設編	(1) 消防署・分署 (2) 消防団車庫
⑩環境施設編	(1) 水族館（ムサシトミヨ保護センター） (2) 公衆トイレ (3) 一般廃棄物最終処分場 (4) 旧妻沼清掃センター (5) その他の環境施設（ア ふるさと歩道休憩舎、イ 環境対策倉庫）
⑪防災・河川施設編	(1) 防災倉庫 (2) 水防倉庫
⑫公園・スポーツ施設編	(1) 都市公園 (2) 屋内スポーツ施設（公園施設） (3) 屋内スポーツ施設（公園施設以外）（ア 市民体育館等、イ 地域体育館） (4) 屋外スポーツ施設（公園施設） (5) 屋外スポーツ施設（公園施設以外） (6) 都市公園以外の公園 (7) 緑化センター
⑬公共交通施設等編	(1) 本町駐車場 (2) 自動車駐車場（平面駐車場） (3) 自転車駐車場（駐輪場） (4) 自由通路 (5) 屋根付きバス待合所 (6) 熊谷駅前防犯センター安心館
⑭葬斎施設編	
⑮学校施設編	
⑯子育て支援施設編	(1) 保育所 (2) 児童館・児童クラブ (3) 地域子育て支援拠点

目次

第1章 個別施設計画策定の目的とその位置付け.....	- 1 -
第1節 個別施設計画策定の目的.....	- 1 -
第2節 個別施設計画の位置付け.....	- 1 -
1 個別施設計画全体の位置付け.....	- 1 -
2 この個別施設計画の位置付け.....	- 2 -
第2章 個別施設計画の対象施設及び計画期間.....	- 2 -
第1節 対象施設の一覧表.....	- 3 -
1 対象施設の一覧.....	- 3 -
2 対象施設の配置.....	- 5 -
第2節 計画期間.....	- 6 -
第3章 個別施設計画を取り巻く現状と課題.....	- 7 -
第1節 公共施設の現状.....	- 7 -
1 施設の役割.....	- 7 -
2 施設整備の概要.....	- 8 -
第2節 公共施設が抱える課題.....	- 9 -
1 施設の老朽化の概要.....	- 9 -
2 施設を取り巻く課題.....	- 10 -
第4章 対策の優先順位の考え方.....	- 11 -
第1節 基本的な考え方.....	- 11 -
1 機能の存続.....	- 11 -
2 専用部分の存続と共用部分の圧縮.....	- 11 -
3 小規模施設の集約等.....	- 11 -
4 老朽施設の早期除却.....	- 11 -
5 耐用年数の短縮化の検討.....	- 11 -
6 耐震化の早急な達成.....	- 12 -
第2節 施設類型特有の考え方.....	- 12 -
第5章 個別施設の状態と再編方針.....	- 13 -
第1節 個別施設の状態.....	- 13 -
1 個別施設の状態の評価方法.....	- 13 -
2 個別施設の状態.....	- 15 -
第2節 再編方針.....	- 17 -
1 再編方針における視点.....	- 17 -
2 再編方針の期割の考え方.....	- 19 -
3 再編方針.....	- 21 -
第6章 対策内容と実施時期.....	- 23 -
第7章 今後の対応方針.....	- 27 -
第1節 計画の進捗管理の方法.....	- 27 -
第2節 計画の改定に関する考え方.....	- 27 -
第3節 計画の実施体制.....	- 27 -
第4節 予算への反映方法.....	- 28 -

第1章 個別施設計画策定の目的とその位置付け

この「熊谷市個別施設計画」（以下「個別施設計画」という。）は、本市が保有又は管理をするインフラを含む公共施設に関し、国が定めたインフラ長寿命化基本計画等の指針にしたがって個別施設ごとに今後の方針についてまとめたものです。

具体的には、2015（平成27）年3月に策定した「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」及び2017（平成29）年4月に策定した「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本計画」を併せて、一体の計画として2021（令和3）年3月に改定した「熊谷市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）において定めた方針・基準・指針の下で個別施設の具体的方針をまとめたものになります。

個別施設計画では、施設の再編・再配置の方向性を示す再編方針（本章第2節及び第5章第2節参照）や本市が保有又は管理する全ての公共施設について、その計画期間における具体的な対策内容及び実施時期（第6章参照）について記載しています。

第1節 個別施設計画策定の目的

個別施設計画は、本市の公共施設が今後大量一斉更新を迎えることとなる状況を踏まえ、一方で今後の人口減少等に伴う税収減（収入の減少）と高齢化の進行等による社会保障費の増大（支出の増加）といった環境の変化を見据えながら、施設の更新のために捻出できる費用の中でいかに良質な公共施設を残していくかについて検討を行い、個別施設ごとの具体的方針を定めることを目的とします。

この検討に当たっては、それぞれの施設（建物）の老朽化の状況等（ハードの状況）と提供している住民サービスの状況等（ソフトの状況）の両面に着目し、施設（建物）の方針（対象施設の統廃合、建物の存続等をどうするか）と機能の方針（提供している住民サービスをどうするか）について具体的に定めることとします。

第2節 個別施設計画の位置付け

1 個別施設計画全体の位置付け

個別施設計画は、総合管理計画の下位計画として位置付けられており（図表 1-2-1 参照）、本市の公共施設マネジメントを推進していくため、施設分野別に策定するものです。

建築物に関し、全体としての個別施設計画は、実質的には、各施設分野間の横断的な調整を図るための再編方針と各施設分野に関する個別の計画とによって構成されています。ただし、実際に策定される個別施設計画は、対象施設に関する再編方針（第5章第2節参照）をその一部に含む形式で一体として取りまとめています。

なお、インフラ施設に関する個別施設計画は、建築物に関する個別施設計画とは別個に、それぞれの分野ごとに策定しています。

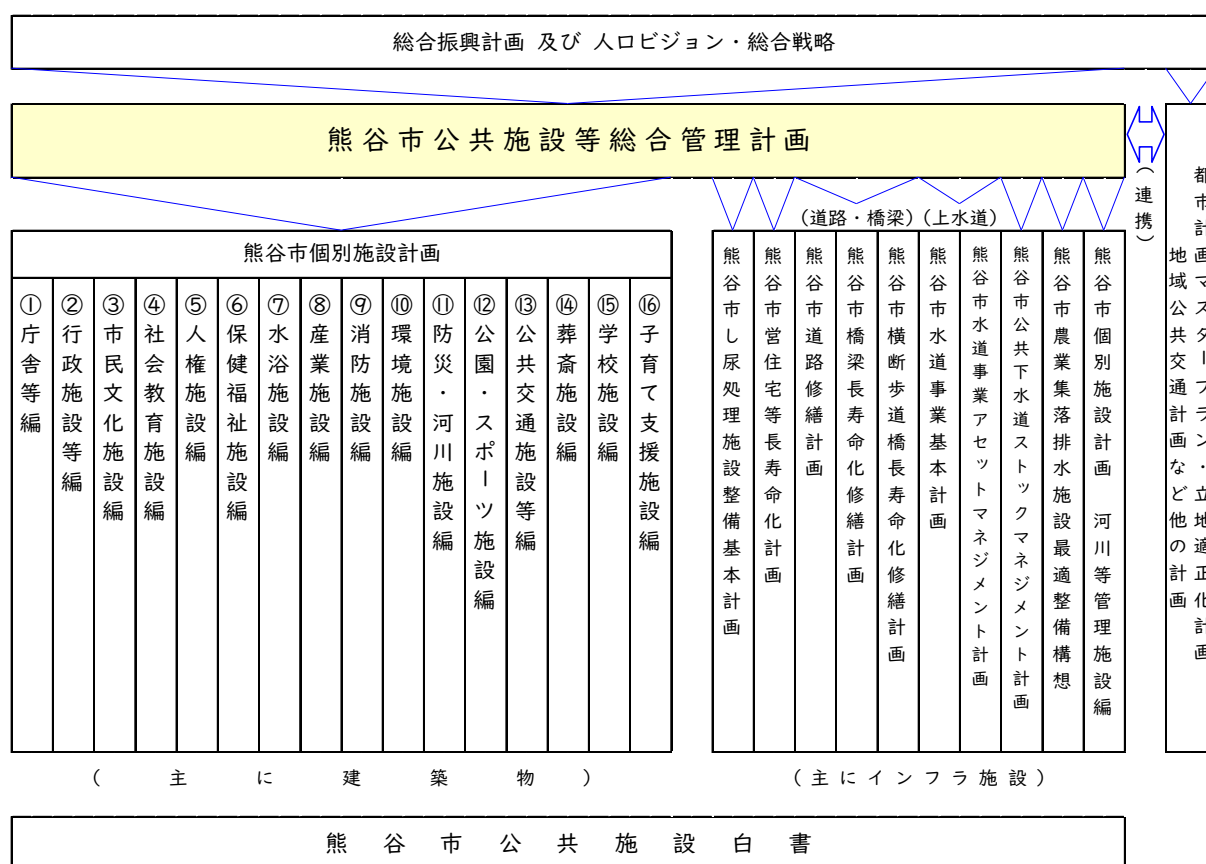
これらの建築物及びインフラ施設に関する個別施設計画が、国からその策定を求められている「個別施設計画」に該当します。

2 この個別施設計画の位置付け

個別施設計画は、おおむね施設分野別に策定しています。

この「熊谷市個別施設計画 ⑬公共交通施設等編」は、自動車駐車場、自転車駐車場、自由通路、熊谷駅前防犯センター安心館などの公共交通施設等を対象としています。

【図表 1-2-1】熊谷市の公共施設マネジメントの体系



第2章 個別施設計画の対象施設及び計画期間

個別施設計画は、総合管理計画で定めた施設分野別に策定することを原則としますが（同計画7項図表4参照）、各施設分野における主要な施設については個別に策定する場合があります。この章では、対象施設の一覧と、各施設についてどの計画で策定しているかについて整理します。

第1節 対象施設の一覧表

本計画は、2019（令和元）年度末時点で本市が保有又は管理をする施設を対象とします。

1 対象施設の一覧

(1) 本町駐車場

本町駐車場は、市街地駐車場の確保及び交通の円滑化・都市機能の活性化を目的に建設された地上6階7層建ての立体式駐車場で、305台が駐車可能です。現在民間管理会社に維持管理を委託しています。

(2) 自動車駐車場（平面駐車場）

自動車駐車場（平面駐車場）は、駅利用者の利便性の向上のために設置された屋外の平置き式駐車場で、熊谷駅南口駐車場は10台、籠原駅北口駐車場は25台が駐車可能です。

(3) 自転車駐車場（駐輪場）

自転車駐車場（駐輪場）は、自転車・原動機付自転車など、主に青少年及び成人に対して行われる交通利便に資するように、設置・運営されている施設です。

(4) 自由通路

本市は、熊谷駅南口と籠原駅南口に自由通路を保有しており、駅利用者等に広く利用されている状況です。

(5) 屋根付きバス待合所

屋根付きバス待合所とは、熊谷市バス待合所条例に基づき、ゆうゆうバス「ひまわり号」のバス停として、大里地区内の6カ所に設置されている木造の施設です。

(6) 熊谷駅前防犯センター安心館

熊谷駅前防犯センター安心館は、JR熊谷駅周辺地域等の防犯活動の支援と犯罪の防止、環境浄化を図ることを目的とした防犯拠点となる施設です。

本計画で対象とする施設は、図表2-1-1のとおりです。図表の「計画名」の欄に「本計画」以外の記載がある施設については、別途、該当の計画を個別に策定しています。

なお、複数の建物からなる施設については、次のように取り扱っています（以下の図表においても同様）。

(1) 「建築年度」は、主要な建物のうち最も古いもののそれです。

(2) 「延床面積」は、各建物（簡易なものを除く。）の延床面積の合計です。主要な建物別に延床面積を計上している場合は、主たる建物の面積に従たる建物のそれを合算しています（例外あり）。

【図表2-1-1】対象施設一覧

(1) 本町駐車場

No.	施設名	建物名	施設所管課	建築年度	延床面積 (㎡)	計画名	策定期間	計画期間
1	本町駐車場		商工業振興課	1996	8,283.31	本計画	2019	2020 ~ 2029

(2) 自動車駐車場（平面駐車場）

No.	施設名	建物名	施設所管課	建築年度	延床面積 (㎡)	計画名	策定時期	計画期間
1	熊谷駅南口駐車場		維持課	1983	350.00	本計画	2019	2020 ~ 2029
2	籠原駅北口駐車場		都市計画課	2018	1,481.40	本計画	2019	2020 ~ 2029

※ 図表中の文言を次のように読み替えてください。「延床面積」⇒「整備面積」、「建築年度」⇒「整備年度」

(3) 自転車駐車場（駐輪場）

No.	施設名	建物名	施設所管課	建築年度	延床面積 (㎡)	計画名	策定時期	計画期間
1	熊谷駅自転車駐車場	1階	安心安全課	1983	2,141.00	本計画	2019	2020 ~ 2029
1	熊谷駅自転車駐車場	2階	安心安全課	1990	2,348.00	本計画	2019	2020 ~ 2029
2	熊谷駅西自転車駐車場		安心安全課	1986	1,125.00	本計画	2019	2020 ~ 2029
3	上熊谷駅東自転車駐車場		安心安全課	1985	231.00	本計画	2019	2020 ~ 2029
4	籠原駅東自転車駐車場		安心安全課	1983	690.97	本計画	2019	2020 ~ 2029
5	籠原駅西自転車駐車場		安心安全課	1987	650.00	本計画	2019	2020 ~ 2029
6	籠原駅西陸橋自転車駐車場		安心安全課	1987	516.94	本計画	2019	2020 ~ 2029
7	伊勢町撤去自転車保管場所		安心安全課	1988	1,339.00	本計画	2019	2020 ~ 2029

※ No.2~7については、図表中の文言を次のように読み替えてください。「延床面積」⇒「整備面積」、「建築年度」⇒「整備年度」

(4) 自由通路

No.	施設名	建物名	施設所管課	建築年度	延床面積 (㎡)	計画名	策定時期	計画期間
1	熊谷駅自由通路		維持課	1983	1,046.55	本計画	2019	2020 ~ 2029
2	籠原駅自由通路		維持課	1988	908.87	本計画	2019	2020 ~ 2029

(5) 屋根付きバス待合所

No.	施設名	建物名	施設所管課	建築年度	延床面積 (㎡)	計画名	策定時期	計画期間
1	長島記念館前待合所		企画課	1996	3.60	本計画	2019	2020 ~ 2029
2	玉作待合所		企画課	1998	1.50	本計画	2019	2020 ~ 2029
3	津田待合所		企画課	1998	2.40	本計画	2019	2020 ~ 2029
4	大里行政センター前待合所		企画課	1995	1.50	本計画	2019	2020 ~ 2029
5	高本待合所		企画課	1996	2.40	本計画	2019	2020 ~ 2029
6	市田小学校前待合所		企画課	1995	1.50	本計画	2019	2020 ~ 2029

(6) 熊谷駅前防犯センター安心館

No.	施設名	建物名	施設所管課	建築年度	延床面積 (㎡)	計画名	策定時期	計画期間
1	熊谷駅前防犯センター安心館		安心安全課	1992	128.03	本計画	2019	2020 ~ 2029

2 対象施設の配置

本計画で対象とする施設の市内における配置は、図表 2-1-2 のとおりです。図表中の丸数字は、図表 2-1-1 の整理番号 (No.) に対応しています。

【図表 2-1-2】施設配置状況

(1) 本町駐車場



(2) 自動車駐車場 (平面駐車場)



(3) 自転車駐車場 (駐輪場)



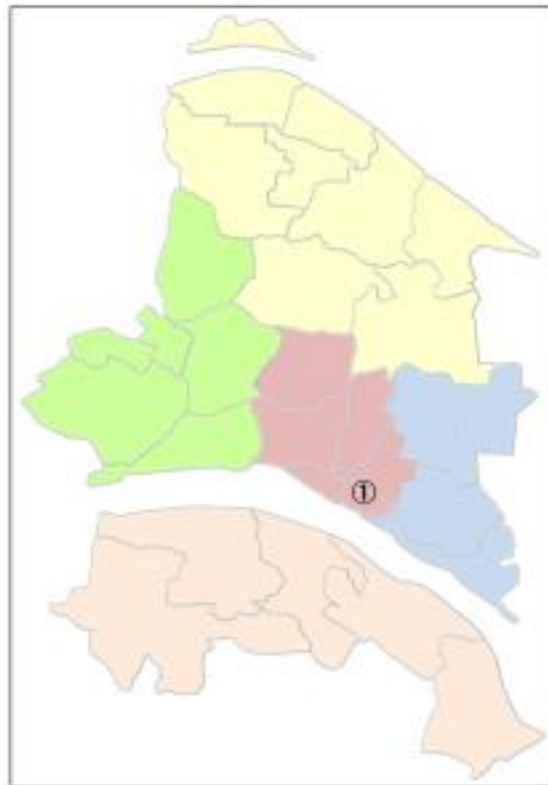
(4) 自由通路



(5) 屋根付きバス待合所



(6) 【安心館】



第2節 計画期間

本計画は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間を対象とします。

総合管理計画では2020（令和2）年度から2059（令和41）年度までの40年間を対象としていますが、本計画では今後10年間について具体的な対策内容及び対策時期を記載します。一方で、総合管理計画で定める2059（令和41）年度までの全期間における施設の長期的な方向性については、再編方針（第5章第2節参照）の中で、対象施設のハードの方針（対象の施設・建物をどうするか）とソフトの方針（提供されている機能・住民サービスをどうするか）の両面から記載します。

第3章 個別施設計画を取り巻く現状と課題

本計画が対象とする公共施設は、住民サービスの中で様々な役割を担っており、それが必要とされる過程の中で、段階的に新規整備や建替え、修繕等がなされてきました。

この章では、公共施設の持つ役割と施設整備の過程について概要を記載するとともに、施設が現在持つ課題について整理します。

第1節 公共施設の現状

本市の公共施設が住民サービスの中で果たしている役割と施設整備の概要を踏まえた公共施設の現状について整理します。

1 施設の役割

(1) 本町駐車場

本町駐車場は、市街地駐車場の確保及び交通の円滑化・都市機能の活性化を目的に建設されました。

(2) 自動車駐車場（平面駐車場）

自動車駐車場（平面駐車場）は、駅での送迎等の短期利用を想定しています。道路の効用の保持及び円滑な道路交通の確保を図るための施設です。

(3) 自転車駐車場（駐輪場）

自転車駐車場（駐輪場）は、利用者の交通利便の向上等を図ることを目的として設置された施設です。

(4) 自由通路

自由通路は鉄道で分断された市街地の一体化、周辺交通の円滑化等、鉄道利用者及び地域住民の安全性や利便性の向上を図るための施設です。

利用者利便の一層の向上、高齢者等の円滑な移動の確保、交通渋滞の緩和、安全性の向上等を基本とし、鉄道による地域分断の解消、周辺の施設と一体となった街の賑わいの形成など、地域の活性化を図る上で極めて重要な役割を担っています。

本市は、熊谷駅南口と籠原駅南口に自由通路を保有しており、駅の利用者に広く利用されている状況です。

(5) 屋根付きバス待合所

屋根付きバス待合所は、ゆうゆうバス「ひまわり号」利用者が、日差しや風雨に晒されることなく、また、座りながら待ち時間等を過ごせるよう利用者の利便性を考慮し、設置された施設です。

(6) 熊谷駅前防犯センター安心館

熊谷駅前防犯センター安心館は、防犯パトロールの拠点であり、防犯ボランティアの連絡所として、防犯に関する情報交換や、防犯アドバイザーによる地域防犯活動への相談の場であるほか、熊谷市立図書館分室として、本の貸出、予約本の受け取り、返却ができる施設です。

2 施設整備の概要

(1) 本町駐車場

本町駐車場は、1997（平成9）年4月から供用を開始しています。

これまで、老朽化に対しては部分的補修によって対応しており、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策は実施していません。

(2) 自動車駐車場（平面駐車場）

熊谷駅南口駐車場は、1983（昭和58）年9月から供用開始し、1987（昭和62）年4月1日から有料駐車場を開始し、駐車管理機等を更新し、現在に至っています。

籠原駅北口駐車場は、2019（平成31）年4月から有料駐車場として供用開始しています。

(3) 自転車駐車場（駐輪場）

自転車駐車場（駐輪場）は、1983（昭和58）年から1988（昭和63）年までの時期を中心として整備されています。

これまでは全ての施設について、老朽化に対しては部分的補修によって対応しており、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策は実施していません。

(4) 自由通路

自由通路施設のうち熊谷駅自由通路は、1983（昭和58）年9月、籠原駅自由通路は、1988（昭和63）年10月に開始し、利用開始となっています。

(5) 屋根付きバス待合所

屋根付きバス待合所は、1995（平成7）年から1998（平成10）年までの時期に整備されています。これまで全ての施設について、市では大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策は実施していません。管理に当たるバス運行会社によって可能な範囲での修繕を行っている状況です。

(6) 熊谷駅前防犯センター安心館

熊谷駅前防犯センター安心館は、鉄骨造4階建て（1992（平成4）年建築）の賃貸物件です。このため、駆体の老朽化対策は実施していません。

第2節 公共施設が抱える課題

本市の公共施設は、建設から長期間経過している施設が多く、他市の公共施設と同様にハード面における課題を抱えています。また、建設当時からの社会情勢の変化により、現在必要とされる住民サービスや将来必要と想定される住民サービスを考慮すると、ニーズとの適合を含めたソフト面における課題も抱えています。

以下では、施設の老朽化や施設を取り巻く環境といったハード面、ソフト面の両面の課題について整理します。

1 施設の老朽化の概要

(1) 本町駐車場

本町駐車場は、築25年以上が経過し、施設の老朽化が進行しています。また、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策を実施していないことを考慮すると、今後現状の施設を維持するためには対策費用がこれまでよりも大幅に増加することが想定されます。

(2) 自動車駐車場（平面駐車場）

熊谷駅南口駐車場は、管理機で車の出入りを管理しています。

2017（平成29）年3月1日から2024（令和6）年2月29日までのリース契約となっており、消耗品の交換や不具合が生じた場合には個別修繕で対応していきます。

籠原駅北口駐車場は、ゲート式の管理機で車の出入りを管理しています。

2019（平成31）年3月1日から2026（令和8）年2月28日までのリース契約となっており、消耗品の交換や管理機に不具合が生じた場合は駐車場保守運営管理業務受注者による対応、管理機以外の設備に関しては個別修繕で対応していきます。

(3) 自転車駐車場（駐輪場）

自転車駐車場（駐輪場）は、築30年以上の施設が全てを占めており、施設の老朽化が進行しています。大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策を実施していないことを考慮すると、今後現状の施設を維持するためには対策費用がこれまでよりも大幅に増加することが想定されます。

(4) 自由通路

自由通路施設は、これまで、建築基準法に基づき3年に1度の建築物定期点検を実施し、状況結果に基づき必要な修繕を行いました。

しかしながら、熊谷駅自由通路については供用開始から35年以上、籠原駅自由通路については30年以上が経過し、さらに大規模な修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策を実施していないことを考慮すると、今後現状の施設を維持する対策費用が、大幅に増加することが想定されることから計画的な大規模な老朽対策を進めていく必要があります。

籠原駅自由通路においては、コンクリート片が落下する等の事象があったり、北口・南口エレベータ機械室に雨漏りが発生したりしています。

(5) 屋根付きバス待合所

屋根付きバス待合所は、6カ所いずれも20年以上経過しており、修繕時期も過ぎているため、少しずつ施設の老朽化も進行していると思われます。耐用年限までには、まだ20年前後あります

が、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策を実施していないことを考慮すると、今後現状の施設を維持するためには、相応の対策費用がかかることが想定されます。

(6) 熊谷駅前防犯センター安心館

熊谷駅前防犯センター安心館は、1992（平成4）年度に建築された賃貸物件です。

2 施設を取り巻く課題

(1) 本町駐車場

本町駐車場は、1997（平成9）年4月に供用を開始後、2000（平成12）年度をピークに利用台数が減少を続けており、周辺に低額な民間の時間貸し駐車場が増加したこともあり、2018（平成30）年度の利用台数はピーク時の1/3程までに減少しており、利用率はさらに減少することが見込まれます。

(2) 自動車駐車場（平面駐車場）

熊谷駅南口駐車場は、自動車の大型化などによって、動作部を保護する部分に乗り上げてしまうことが多いため、駐車台数を減らし、駐車ますを大きくするか、乗り上げて問題のない構造のものに変更するかなど次期リースに向けて検討する必要があり、内容によっては条例改正等も必要になります。

籠原駅北口駐車場は、籠原駅北口駅前市有地の暫定利用として整備されましたが、2019（平成31）年4月から有料駐車場として供用開始以降、利用台数が増加しており、現在は月1万台前後の利用で推移しています。将来的にも同程度の利用台数で推移することが予想されるため、暫定利用の間に関しては同施設の利用維持が見込まれます。

(3) 自転車駐車場（駐輪場）

自転車駐車場（駐輪場）は、69%程度の利用率があり、将来の利用率も微減程度と見込まれることから、今後も施設利用を維持していくことが見込まれます。

(4) 自由通路

自由通路施設は、JR東日本・秩父鉄道敷地の直上にあり、工事には各鉄道会社との調整及び莫大な補修費用がかかります。

(5) 屋根付きバス待合所

ゆうゆうバスの全バス停において、屋根付きバス待合所が設置されているバス停は、当該6カ所のみとなっています。また、その利用者数は、一日当たり2人～6人程度です。今後、老朽化等により躯体を撤去し通常のバス停に移行することは、他のバス停との均衡を図る上でも適当であると考えますが、利用者等の理解が必要となります。

(6) 熊谷駅前防犯センター安心館

熊谷駅前防犯センター安心館は、2006（平成18）年6月より、JR熊谷駅周辺地域等の風俗営業規制を念頭に、図書館分室を併設し、半径50メートル以内の区域への新規出店の抑制することで、環境浄化を図っている施設のため、防犯拠点の移転は慎重に検討する必要があります。

第4章 対策の優先順位の考え方

本市の公共施設の再編を含む対策を検討する上では、個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）のほか、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項が複数想定されます。当該事項の全てを考慮した対策の検討は現実的ではないことから、インフラ長寿命化基本計画の考え方も参考に、検討の優先順位を付けることとします。

第1節 基本的な考え方

本計画においては、本市の公共施設の再編を含む対策を検討する上で、全施設類型に共通する対策の優先順位の考え方として、次の6項目を優先的に考慮することとします。

1 機能の存続

統廃合により建物を廃止するとしても、廃止施設の機能を他の存続施設が引き継ぐ「機能移転」の考え方を多用することにより、できるだけ施設機能を存続させるように再編を行うこととします。

2 専用部分の存続と共用部分の圧縮

施設の建替え等を実施する際には、施設本来の機能を担う専用部分の存続を優先することとし、玄関、廊下、トイレ等の共用部分を支障のない範囲で圧縮することにより、延床面積の削減を進めます。

3 小規模施設の集約等

現在市が管理・運営している施設の中には、比較的小規模であっても管理運営費のかさむ施設があります。そのため、特に人件費削減の視点から、管理運営費のかかる小規模施設については優先的に集約等の対象とし、より重要な住民サービスに職員や予算等の資源を配分するように図ることで効率的に住民サービスを提供します。

4 老朽施設の早期除却

老朽化した施設は新しい施設と比較して多額の修繕費や維持費等が必要となる傾向にあります。そのため、ライフサイクルコストの視点から、特に修繕費や維持費が多額にかかっている老朽施設は速やかに更新等の統廃合の対象とします。

5 耐用年数の短縮化の検討

大規模修繕は、施設を耐用年限まで使用するために内外装（床、内壁、天井、建具、屋上防水、外壁等）や設備（電気、ガス、給排水、空調、換気、昇降機等）を新設同様のレベルまで復旧させる工事を実施するものです。したがって、大規模修繕を実施しない場合は、その施設を耐用年限まで使用し続けることは困難であり、実質的に耐用年数が短縮されることとなります。一方で、大規模修繕には多額のコストがかかるため、躯体（くたい）に残存価値があるとしても大規模修繕の実施やその後の維持に多大なコストがかかってしまうことを想定すると、総コストのごく一部に過ぎない躯体の価値の延命を図るよりも建替えを実施した方がコスト的に優位である場合があります。

そのため、躯体の残存価値に捉われ過ぎることなく、あえて耐用年限まで使わない、トータルで効率的となるような統廃合や更新を進めていきます。

6 耐震化の早急な達成

耐震性能に課題のある施設の耐震化を早急に進めます。特に、熊谷市耐震改修促進計画で対象とする施設については、計画期間内に耐震化率100%を目指します。また、その他の施設についても、小規模施設や附属施設を除いて計画期間内に耐震化工事を優先的に実施し、耐震化率の大幅向上に努めます。

第2節 施設類型特有の考え方

前節の「基本的な考え方」に加え、その施設類型特有の考慮すべき事項があります。そのため、本施設類型の再編を検討する上では、追加で以下の点を考慮することとします。

(1) 本町駐車場

本町駐車場は、市街地駐車場の確保を目的に建設されましたが、周辺に低額な民間の時間貸し駐車場が急激に増加し、公共の駐車需要における必要量の見直しが必要となっています。

(2) 自動車駐車場（平面駐車場）

特にありません。

(3) 自転車駐車場（駐輪場）

自転車駐車場（駐輪場）は、交通便利を図る施設として欠かすことのできない施設であり、また、放置自転車対策としての機能を持っているため老朽化等の進行により当施設が機能しない事態になることは避けなければなりません。

そのため、当施設の対策を検討する上では民間施設の状況を考慮しながら、劣化状況を含む個別施設の状況を最優先に掲げることとします。

(4) 自由通路

自由通路施設は、各駅鉄道による地域分断の解消、周辺の施設と一体となった街の賑わいの形成など、地域の活性化を図る上で極めて重要な役割を担っていますので、老朽化により自由通路が機能しない状況は避けなければなりません。そのため熊谷駅・籠原駅両自由通路とも、補修の実施までに順序立てた準備が必要になります。

(5) 屋根付きバス待合所

バス停としての機能は存続する必要があると思いますが、他のゆうゆうバスのバス停との均衡を図る上で、また、維持費等の観点からも、当該6カ所のみにおいて躯体を維持し続けていく必然性は乏しいものと思われます。このことから、躯体の延命を図っていくよりも、老朽化の状況を見極めた上で撤去することがコスト的にも望ましいと考えます。

(6) 熊谷駅前防犯センター安心館

安心館に併設した図書館分室は、風俗営業の制限地域の指定に係る保護対象施設であるため、JR熊谷駅周辺地域の風俗店新規出店の抑制においては、重要な施設と考えられます。

第5章 個別施設の状態と再編方針

本市の公共施設の再編を含む対策を前章の「対策の優先順位の考え方」にしたがって検討する上では、個別施設のハード面とソフト面の両者の状態を把握することが重要となります。

施設概要を含む施設の基礎情報、利用状況やコスト状況を含むソフト面の状態については、2017（平成29）年9月作成の「熊谷市公共施設白書」（以下「白書」という。）において整理されています。そのため、本計画においては、建物の躯体や設備といったハード面の状態について整理します。

本計画において整理したハードの状態と白書において整理したソフトの状態を踏まえた上で、優先順位の考え方を考慮して再編方針を策定します。

第1節 個別施設の状態

本計画を策定する上で重要となる公共施設におけるハード面の状態について整理をします。整理を行うに当たっては、躯体と設備それぞれについて評価基準を設定し、当該評価基準にしたがって各公共施設のハード面の評価を行います。

1 個別施設の状態の評価方法

個別施設の状態を把握するに当たっては、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」（平成29年3月 文部科学省）の指針を参考にしつつ、市内の公共施設の特徴を勘案しながら、躯体と設備の両面から個別施設の状態を評価します。

また、躯体の評価結果と設備の評価結果を総合した「健全度」を算定し、市内の公共施設の状態について把握しています。

(1) 躯体の評価

対象となる建築物の躯体の部位等の保全又は老朽化の状況について、建築基準法第12条に基づく直近の定期点検の結果や日常業務における管理状況を参考にして評価しています。

評価結果については、図表5-1-1のA～Dの4パターンに分けて整理しています。

【図表5-1-1】躯体の評価基準

評価	基準
A	おおむね良好
B	部分的に劣化（安全上・機能上、問題なし）
C	広範囲に劣化（安全上・機能上の不具合発生の兆しあり）
D	早急な対応が必要（安全上・機能上、問題あり） 例：躯体の耐久性に影響を与えている 設備が故障し施設運営に支障がある 等

(2) 設備の評価

対象となる建築物の設備の保全又は老朽化の状況について、建築基準法第12条に基づく直近の定期点検の結果や日常業務における管理状況を参考にして評価しています。

評価結果については、図表 5-1-2 の A～D の 4 パターンに分けて整理しています。

【図表 5-1-2】設備の評価基準

評価	基準
A	設備を設置・更新してから20年未満
B	設備を設置・更新してから20年以上40年未満
C	設備を設置・更新してから40年以上
D	経過年数にかかわらず、著しい劣化事象がある（又は存在すべき設備がない）

なお、対象の設備が複数存在する場合は、それぞれの設備の経過年数の平均を用いて経過年数の判断を実施しています。

(3) 健全度

健全度とは、各建築物の躯体及び設備の各部位について劣化状況を A～D の 4 段階で評価し、100 点満点で数値化した評価指標です。本計画では、①各建築物の躯体及び設備の部位の評価点（図表 5-1-3 参照）と②各部位のコスト配分（図表 5-1-4 参照）を次のように定め、③健全度を 100 点満点で算定しています。

①部位の評価点

【図表 5-1-3】部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

【図表 5-1-4】部位のコスト配分

部位		コスト配分
躯体	建築物の外部（外壁）	10
	屋上・屋根	5.1
	建築物の内部（防火区画、壁（室内）、床、天井等）	22.4
設備	昇降機	5
	防火設備	7.2
	換気・排煙設備	3.3
	非常用の照明装置	3
	給水・排水設備	4
計		60

③健全度

$$\text{健全度} = \text{総和（部位の評価点} \times \text{部位のコスト配分）} \div 60$$

※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示しています。

2 個別施設の状態

「1 個別施設の状态の評価方法」にしたがって各施設の躯体及び設備の状态と健全度を評価した結果は、図表 5-1-5 のとおりです。「耐震性能」については、「○」、「▲」、「×」の記号で記載しています（図表 5-1-6 参照）。設備の状态で「-」と表示されているものは、対象の設備等が存在しないことを示しています。

なお、複数の建物からなる施設については、「耐震性能」、「躯体の状态」、「設備の状态」及び「健全度」は、主要な建物のうち最も古いもののそれです。

【図表 5-1-5】個別施設の状态

(1) 本町駐車場

No.	施設名	建物名	建築年度	延床面積 (㎡)	耐震性能	躯体の状态			設備の状态					健全度
						建築物の外部 (外壁)	屋上・屋根	建築物の内部 (壁・床等)	昇降機	防火設備	排煙設備	換気・照明装置	非常用の	
1	本町駐車場		1996	8,283.31	○	C	C	B	B	B	B	B	B	66

(2) 自動車駐車場 (平面駐車場)

No.	施設名	建物名	建築年度	延床面積 (㎡)	耐震性能	躯体の状态			設備の状态					健全度
						建築物の外部 (外壁)	屋上・屋根	建築物の内部 (壁・床等)	昇降機	防火設備	排煙設備	換気・照明装置	非常用の	
1	熊谷駅南口駐車場		1983	350.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	籠原駅北口駐車場		2018	1,481.40	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 図表中の文言を次のように読み替えてください。「延床面積」⇒「整備面積」、「建築年度」⇒「整備年度」

(3) 自転車駐車場 (駐輪場)

No.	施設名	建物名	建築年度	延床面積 (㎡)	耐震性能	躯体の状态			設備の状态					健全度
						建築物の外部 (外壁)	屋上・屋根	建築物の内部 (壁・床等)	昇降機	防火設備	排煙設備	換気・照明装置	非常用の	
1	熊谷駅自転車駐車場	1階	1983	2,141.00	○	A	A	A	-	A	-	-	B	98
1	熊谷駅自転車駐車場	2階	1990	2,348.00	○	A	A	A	-	A	-	-	B	98
2	熊谷駅西自転車駐車場		1986	1,125.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3	上熊谷駅東自転車駐車場		1985	231.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4	籠原駅東自転車駐車場		1983	690.97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5	籠原駅西自転車駐車場		1987	650.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6	籠原駅西陸橋自転車駐車場		1987	516.94	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7	伊勢町撤去自転車保管場所		1988	1,339.00	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ No.2~7については、図表中の文言を次のように読み替えてください。「延床面積」⇒「整備面積」、「建築年度」⇒「整備年度」

(4) 自由通路

No.	施設名	建物名	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性能	躯体の状況			設備の状況					健全度
						建築物の外部 (外壁)	屋上・屋根	建築物の内部 (壁・床等)	昇降機	防火設備	排煙設備	換気・照明装置	非常用の	
1	熊谷駅自由通路		1983	1,046.55	○	B	B	B	—	B	B	B	B	75
2	籠原駅自由通路		1988	908.87	○	B	B	B	—	B	B	B	B	75

(5) 屋根付きバス待合所

No.	施設名	建物名	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性能	躯体の状況			設備の状況					健全度
						建築物の外部 (外壁)	屋上・屋根	建築物の内部 (壁・床等)	昇降機	防火設備	排煙設備	換気・照明装置	非常用の	
1	長島記念館前待合所		1996	360	○	A	A	A	—	—	—	—	—	100
2	玉作待合所		1998	150	○	A	A	A	—	—	—	—	—	100
3	津田待合所		1998	240	○	A	A	A	—	—	—	—	—	100
4	大里行政センター前待合所		1995	150	○	A	A	A	—	—	—	—	—	100
5	高本待合所		1996	240	○	A	A	A	—	—	—	—	—	100
6	市田小学校前待合所		1995	150	○	A	A	A	—	—	—	—	—	100

(6) 熊谷駅前防犯センター安心館

No.	施設名	建物名	建築年度	延床面積 (m ²)	耐震性能	躯体の状況			設備の状況					健全度
						建築物の外部 (外壁)	屋上・屋根	建築物の内部 (壁・床等)	昇降機	防火設備	排煙設備	換気・照明装置	非常用の	
1	熊谷駅前防犯センター安心館		1992	128.03	○	B	B	B	—	B	B	D	B	71

【図表 5-1-6】耐震性能を表す記号について

			対象施設に適用された耐震基準	
			旧耐震基準	新耐震基準 (*1)
耐震診断の実施状況	実施済み	診断結果 (*2) が「Ⅰ」又は「Ⅱ」	×	△
		診断結果が「Ⅲ」	○	△
	未実施 (*3)		▲	○

*1 1981 (昭和 56) 年 6 月 1 日施行

*2 構造体力上主要な部分の地震に対する安全性に関し、大規模の地震 (震度 6 強~7 程度) の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い場合を「Ⅰ」、危険性がある場合を「Ⅱ」、危険性が低い場合を「Ⅲ」としています。

*3 診断不要の場合を含みます。

第2節 再編方針

再編方針は、施設の再編・再配置の長期的な方向性を示すものであり、前章に記載した優先順位の考え方を踏まえて策定したものです。また、再編方針は、適宜見直しを実施することを想定しています。

1 再編方針における視点

建物自体の維持・保全等と住民サービスの維持・向上等のそれぞれの視点からの検討が必要であることから、再編方針においては、各施設の方向性について「建物」と「機能」の両面に分けて記載します。

(1) 建物の方向性

総合管理計画の中で人口規模や財政力に見合った施設の保有の考え方が示されており、計画的な削減・集約・統廃合等による施設の数量削減を図ることとなりますが、個々の建物の方向性は、おおむね次のいずれかによるものとします。

ア 存続（維持）

現在の施設・建物を存続させる（維持する）こととします。維持していく上での必要に応じ、大規模修繕工事、長寿命化工事、耐震化工事等を実施することによって、適切な維持管理を実施し建物の延命を図ることとします。

大規模修繕工事とは、施設の機能維持や機能回復を目的として実施する工事であり、当該工事を定期的（通常は15～30年周期）に実施することにより、建物を耐用年数まで機能させることが可能になります。

なお、「大規模」とまではいえない修繕工事や必要に応じた改修工事などを行う場合もあります（修繕等）。

長寿命化工事とは、建物の延命を目的とした工事であり、当該工事を実施することにより建物の劣化進行を遅らせ、通常の耐用年数より長期間にわたって建物を使用することが可能になります。

耐震化工事とは、現在の耐震基準を満たしていない施設について、総合管理計画で定めた耐震化の方針に従って基準を満たすように対応する工事です。

イ 新規整備

新たな施設を整備することとします。新規整備を行う場合には、住民ニーズに合致した施設機能をそろえることにより、住民サービスの向上に寄与することを目指します。

ウ 建替え（更新）

現在の建物を建て替えることとします。建替えを行う場合には、現状の規模や機能のまま更新するのではなく、機能の集約化や複合化等を併せて検討することにより、より良い住民サービスの提供の可能性を検討します。

エ 地元譲渡

対象の施設を地元自治会や関連団体等が市の方針のもとに管理運営している場合において、当該管理運営主体に当該施設・建物を譲渡することを検討します。地元譲渡により管理運営主体の裁量の幅が広がるため、地元住民のニーズにより合致した運営が可能になります。

オ 民間譲渡

対象の施設・建物を、地元企業をはじめとする民間企業等に譲渡することを検討します。民間

譲渡により民間企業等のノウハウを活かした運営が可能になるため、より高品質の住民サービスの提供が可能になります。

カ 除却

対象の施設・建物を取り壊すこととします。除却に先立つ機能の廃止の時点で、原則として、当該施設で提供している住民サービスを他の施設に機能移転することとし、できるだけ住民サービスの水準を維持するように努めます。また、建物除却後の跡地については、他の公共施設や民間収益施設等の新設など、有効活用の可能性を併せて検討します。

(2) 機能の方向性

対象施設において現在提供している市民サービス・機能を存続させるか否か等の方向性を記載しています。各機能の方向性は、おおむね次のいずれかによるものとします。

ア 存続（継続）

対象施設で現在提供している住民サービスを、今後も継続することとします。

イ 集約化（統廃合）

複数の施設で提供している既存の同種又は類似の住民サービスを1施設に機能集約することが適当と判断された場合、特定の施設での住民サービスの提供に統合し、残りの施設での住民サービスを廃止します。機能の集約化を行うことにより、複数の施設に分散して非効率だった住民サービスの質が向上する効果が得られます。集約化に伴う施設の移転（廃止）に対しては、地域公共交通の充実・再編等により、できるだけ利用者の利便性を確保することを目指します。

ウ 複合化

複数の施設で提供している既存の異なる種類の住民サービスを1施設で提供することが適当と判断された場合、特定の施設で複数種類の住民サービスを提供することとし、残りの施設での住民サービスを廃止します。機能の複合化を行うことにより、1か所で複数の用事を済ませることができるようになったり、これまで特定の利用者しか想定されていなかった施設が複数の利用者を想定する施設に生まれ変わることで、多世代間交流などの新たな効果が生まれたりすることが可能になります。「集約化」の場合と同様、地域公共交通の充実・再編等による利便性の確保を併せて検討します。

エ 機能移転

対象施設で現在提供している住民サービス・機能を他の施設に移転し、移転後の跡地については、地域拠点施設化や売却を含む他の活用方法を検討します。なお、機能を受け入れる施設においては、集約化や複合化等の取組を検討することとなります。

オ 機能転用

対象施設で現在提供している住民サービス・機能を他の施設に移転するとともに、対象施設で現在提供している住民サービスとは異なる住民サービス・機能を提供することとします。学校開放の対象であった学校体育館を地域体育館に転用する場合などのように、機能転用の前後での住民サービス・機能が一部共通する場合も含まれます。

カ 民間活用

住民サービスの実施主体や公共施設の管理運営主体を、民営化や指定管理者制度導入等により、市から民間事業者等へ変更することとします。民間活用により、民間事業者等のノウハウを活かした住民サービスの提供や施設運営が可能になるとともに、市の財政負担の軽減に寄与します。

キ 廃止

利用者が著しく少ない等の理由によりニーズが低いと判断される住民サービスについて、住民サービスの効率化の観点から廃止することとします。廃止により、より重要な住民サービスに財源や職員等の資源を配分することが可能になり、市全体として住民サービスの質が向上します。

ク 方針検討

個別施設計画策定時点で再編の方針が決定していない施設や複数の選択肢について今後検討していくべき施設については、当該施設の耐用年数や近隣施設の建替え等の対策時期を踏まえ、方針の検討を行う時期を設定することとします。これらの施設・サービスの在り方については、個別施設計画の策定後も、引き続き検討していきます。

また、更新、除却等の暫定的な予定があるものの、その実施については引き続き検討を要するような場合は、この章及び次章の図表においては、適宜、「更新（検討）」、「除却（検討）」のように記載しています。

2 再編方針の期割の考え方

総合管理計画では40年間でいくつかの期間に区分し、この区分された期間を単位として計画の進行・進捗状況を管理しています。具体的には、総合管理計画で定めた40年間で各5年間の期間に区分し、それぞれ「2020年度期（第1期後半）」、「2025年度期（第2期前半）」のように呼称しています。括弧内の「第1期後半」のような表現は、改定前の基本方針及び基本計画との連続性を考慮したものです。

総合管理計画及び個別施設計画の各計画期間と相互の関係については、図表5-2-1のとおりです。

【図表5-2-1】総合振興計画、人口ビジョン・総合戦略、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の計画期間と相互の関係

総合振興計画	第2次		(第3次)		(第4次)		(第5次)		(第6次)																																							
	前期	後期	(前期)	(後期)	(前期)	(後期)	(前期)	(後期)	(前期)																																							
人口ビジョン・総合戦略	第2期		(第3期)	(第4期)	(第5期)	(第6期)	(第7期)	(第8期)	(第9期)																																							
年度(西暦)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060							
公共施設等総合管理計画	2020年度期 (第1期後半)		2025年度期 (第2期前半)		2030年度期 (第2期後半)		2035年度期 (第3期前半)		2040年度期 (第3期後半)		2045年度期 (第4期前半)		2050年度期 (第4期後半)		2055年度期 (第5期前半)																																	
個別施設計画 ①庁舎等編 ~ ⑩子育て支援施設編	第1期後半		第2期前半																																													
年度(元号)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39	R40	R41	R42							
策 定 ・ 改 定	総合振興計画			◇				○					◇					○					◇					○																				
	人口ビジョン・総合戦略					◇				○					◇					○						◇					○																	○
	公共施設等総合管理計画	○						◇				○					◇				○						◇				○																	
	個別施設計画		○					◇					○					◇				○						◇				○																

- *1 総合振興計画及び人口ビジョン・総合戦略の第3次(第3期)以降は、仮定による。
- *2 公共施設等総合管理計画は、計画期間を40年間とする。5年ごとの改定時に、過去となる5年間分を計画期間から外すとともに、新たな5年間分を追加策定するものとする。
- *3 主にハコモノ分野の個別施設計画(①庁舎等編~⑩子育て支援施設編)は、計画期間を10年間とする。5年ごとの改定時に、過去となる5年間分を計画期間から外すとともに、新たな5年間分を追加策定するものとする。
- *4 主にインフラ分野の各個別施設計画の改定期等については、それぞれの計画に定めるところによる。
- *5 「総合振興計画」、「人口ビジョン・総合戦略」、「公共施設等総合管理計画」、「個別施設計画」の策定・改定を一つのサイクルとして考えています。例えば、◇で示したR4総合振興計画からR8個別施設計画が一連のサイクル、○で示したR9総合振興計画からR13個別施設計画が一連のサイクルとなります。

3 再編方針

本計画の対象施設に関する再編方針は、図表5-2-2のとおりです。

なお、複数の建物からなる施設については、「耐久年限」は、主要な建物のうち最も古いもののそれです。

【図表5-2-2】再編方針一覧

(1) 本町駐車場

No.	再編方針の整理番号	再編方針の枝番号	施設名	建物名	エリア	小学校区	耐久年限(補正前)	延床面積(m ²)	再編方針		再編時期及び再編内容					
									建物の方向性	機能の方向性	第1期後半 2020年度 ～ 2024年度	第2期前半 2025年度 ～ 2029年度	第2期後半 2030年度 ～ 2034年度	第3期 2035年度 ～ 2044年度	第4期 2045年度 ～ 2054年度	第5期前半 2055年度 ～ 2059年度
1	212	1	本町駐車場		中央	熊谷西	2046	8,283.31	大規模修繕は実施せず、存続の可否等を検討(供用継続のため必要最低限の修繕等は実施)	存続の可否等を検討	方針検討					

(2) 自動車駐車場(平面駐車場)

No.	再編方針の整理番号	再編方針の枝番号	施設名	建物名	エリア	小学校区	耐久年限(補正前)	延床面積(m ²)	再編方針		再編時期及び再編内容					
									建物の方向性	機能の方向性	第1期後半 2020年度 ～ 2024年度	第2期前半 2025年度 ～ 2029年度	第2期後半 2030年度 ～ 2034年度	第3期 2035年度 ～ 2044年度	第4期 2045年度 ～ 2054年度	第5期前半 2055年度 ～ 2059年度
1	304	1	熊谷駅南口駐車場		中央	桜木	2033	350.00	存続	存続						
2	321	1	籠原駅北口駐車場		西部	新堀	2068	1,481.40	存続	存続						

(3) 自転車駐車場(駐輪場)

No.	再編方針の整理番号	再編方針の枝番号	施設名	建物名	エリア	小学校区	耐久年限(補正前)	延床面積(m ²)	再編方針		再編時期及び再編内容					
									建物の方向性	機能の方向性	第1期後半 2020年度 ～ 2024年度	第2期前半 2025年度 ～ 2029年度	第2期後半 2030年度 ～ 2034年度	第3期 2035年度 ～ 2044年度	第4期 2045年度 ～ 2054年度	第5期前半 2055年度 ～ 2059年度
1	26	1	熊谷駅自転車駐車場	1階	中央	熊谷東	2033	2,141.00	賃貸借物件のため大規模修繕等は不要	存続						
		2	熊谷駅自転車駐車場	2階	中央	熊谷東	2044	2,348.00	耐用年限到来により更新	存続						
2	27	1	熊谷駅西自転車駐車場		中央	熊谷南	2036	1,125.00	存続	存続						
3	28	1	上熊谷駅東自転車駐車場		中央	熊谷南	2035	231.00	存続	存続						
4	29	1	籠原駅東自転車駐車場		西部	新堀	2033	690.97	存続	存続						
5	30	1	籠原駅西自転車駐車場		西部	新堀	2037	650.00	存続	存続						
6	31	1	籠原駅西陸橋自転車駐車場		西部	籠原	2037	516.94	存続	存続						
7	32	1	伊勢町撤去自転車保管場所		中央	熊谷南	2038	1,339.00	存続	存続						

※ 屋外施設については、図表中の文言を次のように読み替えてください。「施設名」⇒「附属施設名」、「延床面積」⇒「整備面積」、「建物の方向性」⇒「附属施設の方向性」

(4) 自由通路

No.	再編方針の整理番号	再編方針の枝番号	施設名	建物名	エリア	小学校区	耐久年限(補正前)	延床面積(m ²)	再編方針		再編時期及び再編内容				
									建物の方向性	機能の方向性	第1期後半 2020年度 ～ 2024年度	第2期前半 2025年度 ～ 2029年度	第2期後半 2030年度 ～ 2034年度	第3期 2035年度 ～ 2044年度	第4期 2045年度 ～ 2054年度
1	316	1	熊谷駅自由通路		中央	桜木	2033	1,046.55	長寿命化・大規模修繕を実施(前倒し可)。耐用年限到来により更新	存続	大規模修繕・長寿命化	附属施設 大規模修繕	更新		
2	317	1	龍原駅自由通路		西部	新堀	2038	908.87	長寿命化・大規模修繕を実施(前倒し可)。耐用年限到来により更新	存続	大規模修繕・長寿命化		更新		

(5) 屋根付きバス待合所

No.	再編方針の整理番号	再編方針の枝番号	施設名	建物名	エリア	小学校区	耐久年限(補正前)	延床面積(m ²)	再編方針		再編時期及び再編内容				
									建物の方向性	機能の方向性	第1期後半 2020年度 ～ 2024年度	第2期前半 2025年度 ～ 2029年度	第2期後半 2030年度 ～ 2034年度	第3期 2035年度 ～ 2044年度	第4期 2045年度 ～ 2054年度
1	5	1	長島記念館前待合所		南部	吉見	2036	3.60	条例廃止後に屋根付きの工作物は除却	バス停留所としては存続			除却		
2	5	2	玉作待合所		南部	吉見	2038	1.50	条例廃止後に屋根付きの工作物は除却	バス停留所としては存続			除却		
3	5	3	津田待合所		南部	吉見	2038	2.40	条例廃止後に屋根付きの工作物は除却	バス停留所としては存続			除却		
4	5	4	大里行政センター前待合所		南部	市田	2035	1.50	条例廃止後に屋根付きの工作物は除却	バス停留所としては存続			除却		
5	5	5	高本待合所		南部	市田	2036	2.40	条例廃止後に屋根付きの工作物は除却	バス停留所としては存続			除却		
6	5	6	市田小学校前待合所		南部	市田	2035	1.50	条例廃止後に屋根付きの工作物は除却	バス停留所としては存続			除却		

(6) 熊谷駅前防犯センター安心館

No.	再編方針の整理番号	再編方針の枝番号	施設名	建物名	エリア	小学校区	耐久年限(補正前)	延床面積(m ²)	再編方針		再編時期及び再編内容				
									建物の方向性	機能の方向性	第1期後半 2020年度 ～ 2024年度	第2期前半 2025年度 ～ 2029年度	第2期後半 2030年度 ～ 2034年度	第3期 2035年度 ～ 2044年度	第4期 2045年度 ～ 2054年度
1	33	1	熊谷駅前防犯センター安心館		中央	熊谷東	2042	128.03	賃貸借物件のため大規模修繕等は不要(必要に応じ、賃貸人と協議)	存続					

第6章 対策内容と実施時期

この章では、本計画の計画期間である2020～29（令和2～11）年度における具体的な対策内容と実施時期について定めます。対策内容に関しては、再編方針で定めた内容に基づき、対策費用の概算と対策によって得られる効果等について記載しています。

各施設の具体的な対策内容と対策時期は、図表 6-1-1 のとおりです。

【図表 6-1-1】対策内容と実施時期

(1) 本町駐車場

(単位：千円)

No.	施設名	建物名	施設概要		計画期間		第1期後半					第2期前半				備考 (期待される効果等)		
					対策年度	対策年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)		2029 (R11)	
1	本町駐車場		所在エリア	中央	取組予定	内容												
			所在小学校区	熊谷西小		概算額												
			延床面積	8,283.31㎡	進捗状況	内容												
			建築年度	1996年度		決算額												

(2) 自動車駐車場（平面駐車場）

(単位：千円)

No.	施設名	建物名	施設概要		計画期間		第1期後半					第2期前半				備考 (期待される効果等)	
					対策年度	対策年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)		2029 (R11)
1	熊谷駅南口駐車場		所在エリア	中央	取組予定	内容											
			所在小学校区	桜木		概算額											
			整備面積	350.00㎡	進捗状況	内容											
			整備年度	1983年度		決算額											
2	籠原駅北口駐車場		所在エリア	西部	取組予定	内容											
			所在小学校区	新堀		概算額											
			整備面積	1,481.04㎡	進捗状況	内容											
			整備年度	2018年度		決算額											

(3) 自転車駐車場（駐輪場）施設

(単位：千円)

No.	施設名	建物名	施設概要		計画期間		第1期後半					第2期前半					備考 (期待される効果等)
					対策年度		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	
1	熊谷駅自転車駐車場	1階	所在エリア	中央	取組予定	内容											
			所在小学校区	熊谷東小		概算額											
			延床面積	2,141.00㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1983年度		決算額											
		2階	所在エリア	中央	取組予定	内容											
			所在小学校区	熊谷東小		概算額											
			延床面積	2,348.00㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1990年度		決算額											
2	熊谷駅西自転車駐車場	所在エリア	中央	取組予定	内容												
		所在小学校区	熊谷南小		概算額												
		整備面積	1,125.00㎡	進捗状況	内容												
		整備年度	1986年度		決算額												
3	上熊谷駅東自転車駐車場	所在エリア	中央	取組予定	内容												
		所在小学校区	熊谷南小		概算額												
		整備面積	231.00㎡	進捗状況	内容												
		整備年度	1985年度		決算額												
4	籠原駅東自転車駐車場	所在エリア	西部	取組予定	内容												
		所在小学校区	新堀小		概算額												
		整備面積	690.97㎡	進捗状況	内容												
		整備年度	1983年度		決算額												
5	籠原駅西自転車駐車場	所在エリア	西部	取組予定	内容												
		所在小学校区	新堀小		概算額												
		整備面積	650.00㎡	進捗状況	内容												
		整備年度	1987年度		決算額												
6	籠原駅西陸橋自転車駐車場	所在エリア	西部	取組予定	内容												
		所在小学校区	籠原小		概算額												
		整備面積	516.94㎡	進捗状況	内容												
		整備年度	1987年度		決算額												
7	伊勢町撤去自転車保管場所	所在エリア	中央	取組予定	内容												
		所在小学校区	熊谷南小		概算額												
		整備面積	1,339.00㎡	進捗状況	内容												
		整備年度	1988年度		決算額												

(4) 自由通路

(単位：千円)

No.	施設名	建物名	施設概要		計画期間		第1期後半					第2期前半					備考 (期待される効果等)
					対策年度		2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	
1	熊谷駅自由通路		所在エリア	中央	取組予定	内容							大規模修繕 ・長寿命化				大規模修繕による安全性・利便性の向上。長寿命化による耐用年数の延長等
			所在小学校区	桜木		概算額								199,119			
			延床面積	1,046.55㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1983年度		決算額											
2	籠原駅自由通路		所在エリア	西部	取組予定	内容										大規模修繕 ・長寿命化	大規模修繕による安全性・利便性の向上。長寿命化による耐用年数の延長等
			所在小学校区	新堀		概算額								279,932			
			延床面積	908.87㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1988年度		決算額											

(5) 屋根付きバス待合所

(単位：千円)

No.	施設名	建物名	施設概要		計画期間		第1期後半					第2期前半					備考 (期待される効果等)	
					対策年度	対策年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)		
1	長島記念館前待合所		所在エリア	南部	取組予定	内容												
			所在小学校区	吉見小		概算額												
			延床面積	3.60㎡	進捗状況	内容												
			建築年度	1996年度		決算額												
2	玉作待合所		所在エリア	南部	取組予定	内容												
			所在小学校区	吉見小		概算額												
			延床面積	1.50㎡	進捗状況	内容												
			建築年度	1998年度		決算額												
3	津田待合所		所在エリア	南部	取組予定	内容												
			所在小学校区	吉見小		概算額												
			延床面積	2.40㎡	進捗状況	内容												
			建築年度	1998年度		決算額												
4	大里行政センター前待合所		所在エリア	南部	取組予定	内容												
			所在小学校区	市田小		概算額												
			延床面積	1.50㎡	進捗状況	内容												
			建築年度	1995年度		決算額												
5	高本待合所		所在エリア	南部	取組予定	内容												
			所在小学校区	市田小		概算額												
			延床面積	2.40㎡	進捗状況	内容												
			建築年度	1996年度		決算額												
6	市田小学校前待合所		所在エリア	南部	取組予定	内容												
			所在小学校区	市田小		概算額												
			延床面積	1.50㎡	進捗状況	内容												
			建築年度	1995年度		決算額												

(6) 熊谷駅前防犯センター安心館

(単位：千円)

No.	施設名	建物名	施設概要		計画期間		第1期後半					第2期前半					備考 (期待される効果等)
					対策年度	対策年度	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	
1	熊谷駅前防犯センター安心館		所在エリア	中央	取組予定	内容											
			所在小学校区	熊谷東小		概算額											
			延床面積	128.03㎡	進捗状況	内容											
			建築年度	1992年度		決算額											

賃貸借物件のため大規模修繕等は不要

第7章 今後の対応方針

本計画は今後の公共施設マネジメントの具体的指針であることから、本計画を適切な体制の下で効果的に進めていくことが重要です。

そのため、この章では本計画の進捗管理の方法や計画の改定に関する考え方について整理するとともに、本計画を着実に実行に移していくための実施体制について整理します。さらに、対策を行っていく上で重要となる予算の考え方をどのように関連させていくかについて併せて整理します。

第1節 計画の進捗管理の方法

本計画において個別施設ごとに具体的に示された対策の取組予定と、各年度における対策の実際の進捗状況を比較・確認し、更新していくことによって、計画の適切な進捗管理を図ります。

計画策定時点において、計画期間内に具体的な対策内容や対策時期を検討中の施設（「方針検討」の施設）については、引き続き検討を進め、順次、対策内容及び対策時期を設定していきます。

また、5年おきに進捗管理結果の取りまとめを行い、当該時点から10年間の計画期間で新たに計画策定・進捗管理を図ることとします。具体的には、本計画の対象期間は「第1期後半」と「第2期前半」に相当する2020～29（令和2～11）年度としますが、「第1期後半」が終了する2024（令和6）年度を目途に、「第1期後半」の進捗管理結果の取りまとめを行うとともに、次の10年間である「第2期前半」と「第2期後半」に相当する2025～34（令和7～16）年度の個別施設計画を策定・更新し、新たに進捗管理を行っていくこととします。

第2節 計画の改定に関する考え方

前節に記載のとおり、原則は5年おきに進捗管理結果の取りまとめを行い計画の更新を実施しますが、総合管理計画の検証や見直しとの整合性を図るため、個別施設ごとの対策の進捗状況を踏まえつつ、本計画についても取組予定を再検討する等の見直しを適宜（必要があれば毎年度でも）行います。

第3節 計画の実施体制

本計画に記載している対策については、各施設の所管課が主体となって実施します。

統廃合や複合化等の施設の再編に関する取組については、施設マネジメント課が全体の統括や調整の役割を担い、各施設の所管課や関連部門と連携しながら推進します。具体的には、複合施設整備のような複数の所管課が関与する案件については、関係課による協議結果を参考に、当該案件に関する代表課を総合政策部長が指定します。この場合、次節の手続は、当該代表課が主体となって進めるものとします。

計画の進捗状況については、毎年度、各所管課からの実績報告を受け、施設マネジメント課が取りまとめます。

次年度以降の計画を変更、修正等する必要が生じた場合には、対象施設を所管する所属長（代表課の長を含む。）は、施設マネジメント課長に計画修正の協議を行うものとします。施設マネジメント課長は、計画修正の協議があった場合は、その案件の軽重により、次の(1)～(3)のいずれかによるものとします。

(1) 重要な案件である場合

必要に応じ、分野別検討会で検討の上、施設マネジメント推進委員会の審議を経て決定

（例）新規整備・統廃合案件の追加・撤回や内容の大きな変更

対策の実施時期の変更であって他の施設や整備計画に大きな影響があるもの など

(2) 軽易な案件である場合

施設マネジメント課にて決定

（例）本計画に記載されたデータ（建築年度、延床面積等）の修正

【図表 6-1-1】の進捗状況への実績報告の反映

上位計画の修正等に伴う文言整理 など

(3) 上記(1)及び(2)以外の場合

必要に応じ、分野別検討会での検討を経て決定

第4節 予算への反映方法

本計画に記載している対策の実施に際しては、総合振興計画をはじめとする諸計画との整合性の確保と、体系的かつ有機的に展開されるべき市の諸施策との適切な連携・調整とが要請されます。また、効果的かつ効率的な公共施設マネジメントを実施していくためには、各対策に対する予算の裏付けが必要不可欠です。

これらの要請を受け、公共施設に関する実施計画策定及び予算編成の手続の概要を、次の(1)～(5)のように定めます。

- (1) 各施設を所管する所属長（前節で総合政策部長の指定を受けた代表課の長を含む。）は、本計画の予定に従って実施計画案を作成し、総合政策部長（企画課長）へ提出します。また、必要に応じ、財政課による特別事情の調査に回答します。
- (2) 企画課が所管する実施計画の審査は、公共施設に関する案件については、企画課、財政課及び施設マネジメント課が連携しながら実施するものとします。
- (3) 施設マネジメント課長は、必要に応じ、実施計画の審査において助言等を行います。財政課長は、補正予算編成も含め、必要に応じ、施設マネジメント課長の助言等を求めることができます。
- (4) 公共施設に関する案件については、企画課長は、実施計画査定の結果を施設マネジメント課長に通知します。同様に、財政課長は、補正予算編成も含め、予算査定の結果（内示）を施設マネジメント課長に通知します。
- (5) 本計画に記載されていない対策に関する実施計画案の提出や補正予算要求があった場合は、企画課長及び財政課長は、その旨を施設マネジメント課長に通知するものとします。

これらの手続を確実に実行することにより、本計画の実効性を確保することができます。

熊谷市個別施設計画 ⑬公共交通施設等編

令和2年3月策定

令和5年3月改定

(本計画を策定した課・施設所管課)

熊谷市総合政策部企画課 048-524-1111 (内線529)

市民部安心安全課 048-524-1111 (内線285)

産業振興部商工業振興課 048-524-1111 (内線468)

都市整備部都市計画課 0493-39-4814

建設部維持課 048-524-1111 (内線541)

総合政策部施設マネジメント課 048-524-1111 (内線210)